

日本 ～認知症患者の金融資産200兆円へ、課題は～

経済調査部 副主任エコノミスト 星野 卓也(ほしの たくや)

認知症患者が1割の金融資産を保有する未来

高齢化が一層進んでいく中で、認知症患者の増加が予想されている。2015年に公開された厚生労働科学研究事業(二宮ほか(2015))によれば、2012年に462万人と推定される認知症患者数は、2030年には744万人に達するという(各年齢階層の有病率が一定と仮定した場合)。

日本には2017年度末時点で1,829兆円の家計金融資産があり、その多くは高齢者世帯が保有している。総務省統計を基に試算すると、この金融資産の6割以上を60歳以上世帯主の世帯が保有していると試算される。こうしたなかで、認知症患者の保有する金融資産も増えていくことが予想される。先の厚労科研のデータをもとに筆者が試算したところ、その額は2017年度末時点で143兆円に上り、2030年度時点では215兆円に達するとの結果を得た。国内にある巨額の家計金融資産の10.4%を認知症患者が保有することになる(2017年度末は7.8%)。

生前贈与を促す制度体系構築を

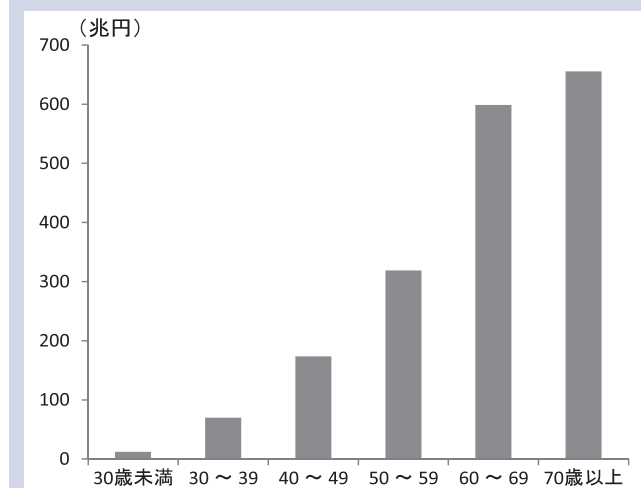
認知症患者の金融資産額の増加によって、懸念されるのは金融資産が様々な意味で「動かなく」なり、生きた経

済活動に回らなくなることである。金融資産が高齢者自身の個人消費に回りにくくなると考えられるほか、有価証券に投資されている金融資産は“塩漬け”になる懸念がある。なお、成年後見制度を利用した場合でも、現状では、被後見人の金融資産をリスク性資産に投資することは基本的に認められておらず、リスクマネーの供給が滞る要因となりうる。また、近年高齢者を対象とした特殊詐欺事件が増加しているが、こうした傾向が一層強まることも懸念される。

第一に考えられる対策は、成年後見制度の利便性、信頼性を高めることであろう。より抜本的な解決策は、高齢者の金融資産を積極的に若年層に回していくことである。そのため、生前贈与をより促進する税体系を構築すべきだと考える。現行の税制度のもとでは、(住宅資金や教育資金など一部を除いて)控除額の違いなどから贈与税は相続税よりも基本的に高くなりやすい制度設計になっており、死亡時まで金融資産を保有し続けるインセンティブが存在している。

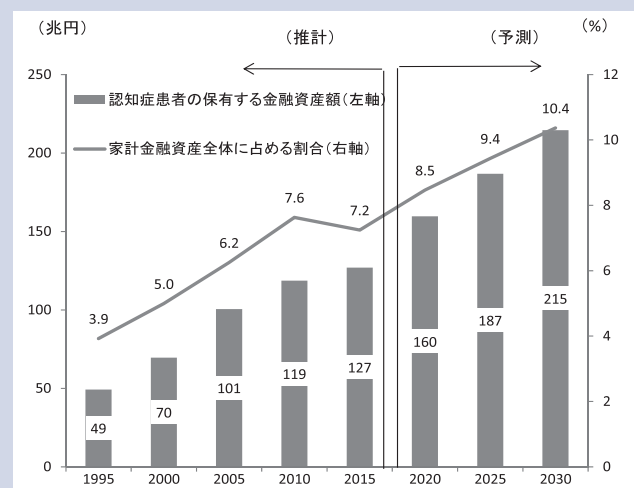
今後確実に進む高齢化の中で、多額に上る家計金融資産を経済活動に資するものにするため、早急な対応が求められる課題といえるだろう。

資料1 世帯主年齢階層別個人金融資産額(2017年度末)



(出所)二宮ほか(2015)、日本銀行、総務省、国立社会保障人口問題研究所等から第一生命経済研究所が作成

資料2 認知症患者の保有する金融資産額(推計と将来試算)



(出所)二宮ほか(2015)、日本銀行、総務省、国立社会保障人口問題研究所等から第一生命経済研究所が作成